

政令第四十五号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（電波法施行令の一部改正）

第一条 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部改正）

第二条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年

政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の表第八十三条第二項並びに第百三条の二第二十一項、第二十四項及び第四十三項の項中「第四十三項」を「第二十六項」に改め、同表第百三条の二第四十二項の項中「第百三条の二第四十二項」を

「第百三条の二第二十五項」に改め、同表第百三条の二第四十三項の項中「第百三条の二第四十三項」を「第百三条の二第二十六項」に改め、同表第百三条の二第四十四項の項中「第百三条の二第四十四項」を「第百三条の二第二十七項」に、「第四十二項」を「第二十五項」に改め、同表第百三条の二第四十五項の項中「第百三条の二第四十五項」を「第百三条の二第二十八項」に改める。

## 附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

## 理由

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。